

関ヶ原町商工会アフターコロナ需要獲得支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 要綱は、関ヶ原町内に主たる店舗や事務所を有する小規模事業者等が、関ヶ原町商工会の支援等を受けながら、今般の新型コロナウイルス感染症による経営上の困難を乗り越え、アフターコロナの需要獲得に向けた販売促進・販路開拓・人材確保等に取り組むための費用に関して予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができるものは、「関ヶ原町内に店舗や事務所を有する小規模事業者」又は「関ヶ原町商工会の会員である小規模事業者」(以下、「小規模事業者」という。)とする。

2. 小規模事業者の定義・その他詳細要件については、別に作成する関ヶ原町商工会アフターコロナ需要獲得支援事業補助金公募要領によるものとする。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)、補助金の額、補助限度額及び補助対象者等は、別表1のとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業は、交付の対象としない。

- (1) 国または県が交付する補助金又は交付金の交付対象となった事業
- (2) 町が交付する補助金又は負担金の交付対象となった事業
- (3) 団体等の経常的な運営管理を目的とする事業
- (4) 同一年度内において当該補助金の補助対象となった小規模事業者が実施する事業
- (5) その他補助対象事業とすることが適当でないと認められる事業

2 補助対象事業の区分、補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び交付の対象とならない経費(以下「補助対象外経費」という。)は、別表2のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする小規模事業者は、事前に関ヶ原町商工会へ相談し、助言等を受けた後、関ヶ原町商工会アフターコロナ需要獲得支援事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に関ヶ原町商工会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 会長は、前条の規定により交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、関ヶ原町アフターコロナ需要獲得支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号。以下「交付決定通知書」という。)により、小規模事業者に通知しなければならない。

2 会長は、補助金を交付することが不相当と認めたときは、小規模事業者にその理由を付してその旨を通知しなければならない。

(申請内容の変更)

第6条 前条の規定により交付決定通知書の通知を受けた小規模事業者は、その申請内容について変更が生じたときは、関ヶ原町商工会アフターコロナ需要獲得支援事業補助金変更承認申請書(様式第3号。以下「変更承認申請書」という。)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の規定により変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助対象事業の変更の可否を決定し、関ヶ原町新型コロナウイルス感染症対応需要獲得支援事業補助金変更決定(却下)通知書(様式第4号)により、小規模事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた小規模事業者は、事業完了後30日以内または3月10日のいずれか早い日にちまでに、関ヶ原町商工会アフターコロナ需要獲得支援事業補助金実績報告書(様式第5号。以下「実績報告書」という。)に支払証拠書類の写しを添付し、会長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 会長は、前条の実績報告書を受領したときは、その内容の審査を行い、補助事業の実績及び効果が交付の目的に適合するものであるか判断し、適合すると認めたときは、補助金額を確定する。

(補助金の交付の請求)

第9条 補助金は、前条の規定により額の確定した後において交付するものとする。

2 小規模事業者は、前条の規定により額が確定した後に補助金の交付を受けようとするときは、関ヶ原町商工会アフターコロナ需要獲得支援事業補助金交付請求書(様式第6号)を会長に提出しなければならない。

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

別表 1(第 3 条関係)

	補助対象事業	補助金の額	補助限度回数	補助対象者
需要獲得事業	<p>下記の要件を満たす事業</p> <p>○アフターコロナの需要獲得に向けて、直接的に消費者等の顧客に対して、商品・サービス等をPRし、販売促進・販路開拓につながる事業</p> <p>○アフターコロナの需要獲得に向けた新事業展開に必要な人材の確保につながる事業</p> <p>○商工会の支援を受けながら取り組む事業</p> <p>○上記のほか関ヶ原町商工会が認める事業</p>	1事業につき、当該事業に要する経費の10分の10の額。ただし、交付限度額は、200千円とする。	補助対象者が申請できる回数は1回限りとする。	関ヶ原町内に事務所を有する小規模事業者、又は関ヶ原町商工会の会員である小規模事業者

別表 2(第 3 条関係)

補助対象事業の区分	補助対象経費	補助対象外経費
販売促進・販路開拓事業	チラシ・パンフレット等の作成費及び配布費、広告宣伝費、新商品パッケージ作成費、看板作成費、ウェブサイト作成・更新費	補助事業の目的に合致しないもの、交付決定前に発注・契約・購入・支払等を実施したもの、自社内部の取引によるもの、その他補助することが適当でないと認められる経費
人材確保事業	ウェブサイトの採用ページ作成・更新費、求人広告作成費、求人広告掲載費	補助事業の目的に合致しないもの、交付決定前に発注・契約・購入・支払等を実施したもの、自社内部の取引によるもの、その他補助することが適当でないと認められる経費

様式第1号

関ヶ原町商工会アフターコロナ需要獲得支援事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

関ヶ原町商工会長 様

(申請者)

住所 _____

名称 _____

氏名 _____ 印

関ヶ原町商工会アフターコロナ需要獲得支援事業補助金の交付を受けたいので、関ヶ原町商工会アフターコロナ需要獲得支援事業補助金交付要綱第4条の規定により申請します。

記

1. 交付申請額
2. 補助事業の名称
3. 補助事業の目的

(添付書類)

補助事業計画書 (別紙1)

(別紙1)

補助事業計画書

補助事業の目的	
補助事業の内容	
補助事業の着手及び完了(予定)年月日	着手(予定)日 令和 年 月 日 完了(予定)日 令和 年 月 日
補助事業実施の必要性	

(単位：円)

支出内容・必要理由	経費内訳	補助対象経費(税抜)
(1)補助対象経費合計		
(2)補助金交付申請額※		

※補助金交付申請額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

【商工会記載欄】

支援日	担当者	支援内容

様式第2号

第 号
令和 年 月 日

申請者

_____ 様

関ヶ原町商工会長

年 月 日付けで申請のあった 事業について、
下記のとおり補助金を交付することに決定したので、関ヶ原町商工会アフターコロナ需要
獲得支援事業補助金交付要綱第5条の規定により通知する。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1. 補助対象事業費 | 円 |
| 2. 補助金交付申請額 | 円 |
| 3. 補助金交付決定額 | 円 |

※但し、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

様式第3号

関ヶ原町商工会アフターコロナ需要獲得支援事業補助金変更承認申請書

令和 年 月 日

関ヶ原町商工会長 様

(申請者)

住所 _____

名称 _____

氏名 _____ 印

年 月 日付け、第 号で補助金の交付決定を受けた事業の変更承認を受けたいので、関ヶ原町商工会アフターコロナ需要獲得支援事業補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり申請します。

記

1. 変更の理由

2. 変更の内容

様式第4号

第 号
令和 年 月 日

関ヶ原町商工会アフターコロナ需要獲得支援事業補助金変更決定(却下)通知書

様

関ヶ原町商工会長

年 月 日付けで申請のあった標記補助金について、関ヶ原町商工会アフターコロナ需要獲得支援事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により、次のとおり交付(却下)することに決定したので通知します。

記

1. 補助金変更決定額 円

2. 却下の理由

様式第5号

関ヶ原町商工会アフターコロナ需要獲得支援事業補助金実績報告書

令和 年 月 日

関ヶ原町商工会長 様

(申請者)

住所 _____

名称 _____

氏名 _____ 印

年 月 日付け第 _____ 号で補助金の交付決定を受けた事業が完了したので、関ヶ原町商工会アフターコロナ需要獲得支援事業補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称

2. 交付決定を受けた額 円

3. 完了年月日

4. 補助事業の成果

(添付書類)

- ・事業実施概要報告書 (別紙2)
- ・支払証拠書類 (写し)

(別紙2)

事業実施概要報告書

補助事業の目的及び 内容	
実施場所	
実施期間	交付決定日 令和 年 月 日 事業完了日 令和 年 月 日
補助事業実施の成果	

【補助対象経費】

(単位：円)

支出内容	経費内訳	補助対象経費(税抜)
(1) 補助対象経費合計		
(2) 補助金請求予定額		

※補助金交付申請額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

様式第 6 号

関ヶ原町商工会アフターコロナ需要獲得支援事業補助金交付請求書

令和 年 月 日

関ヶ原町商工会長 様

(申請者)

住所 _____

名称 _____

氏名 _____ 印

年 月 日付け第 _____ 号で補助金の交付決定を受けた補助金について、関ヶ原町商工会アフターコロナ需要獲得支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により下記のとおり請求します。

記

1. 補助金交付請求額 _____ 円
2. 補助金振込先

①金融機関名	
②支店（支所）名	
③口座種別	普通 ・ 当座
④口座番号	
⑤（フリガナ） 口座名義人	